

第4章 学識経験者の総合評価

「教育委員会の点検・評価の学校教育関係に対する総合的な評価」

東海大学 課程資格教育センター
教授 大島 宏

はじめに

地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会に対して、その権限に属する事務の管理や執行について自ら点検・評価することを義務付けています。また、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとされ、秦野市教育委員会においては学識経験者による総合評価を行っています。令和2年度の秦野市教育委員会の点検・評価に当たり、総合的な評価について御依頼がありました。これを受け、令和元年度の学校教育に関する施策への取組について、意見を述べさせていただきます。

秦野市教育委員会における点検・評価に当たっては、教育委員会の活動状況のほか、教育振興基本計画である「はだのわくわく教育プラン」から抽出された主要施策（19施策）及び同プラン策定後に設定された重要施策（3施策）を対象として、点検・評価が行われています。このうち、学校教育に関する施策は14施策（「はだのわくわく教育プラン」から抽出された11施策と同プラン策定後に設定された3施策）です。この14施策について、教育委員会によって作成された点検・評価シート、これに基づく問合せへの回答、さらに施策主管部署に対するヒアリングをもとに、本評価意見を作成しました。

1 点検・評価の対象施策について

本点検・評価は、「はだのわくわく教育プラン」に設定された全ての施策ではなく、主要施策に限定して実施されています。これらの対象施策は、施策の中でも特に継続的な点検・評価の対象とすべき主要な施策であり、そのため毎年度の点検・評価の対象となっていることは適切であると考えます。

また、「はだのわくわく教育プラン」策定後に設定された3施策のうち、「教職員の多忙化対策の実施（施策No.6）」は、文部科学省

からの「学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知等を受け、喫緊に対応すべき課題として設定されたものです。また、「快適で安全・安心な学習環境の推進（施策No.12）」は、幼児・児童・生徒の学習環境の整備だけでなく、平成28年4月の熊本地震を契機とした学校の防災機能の強化という課題への対応として設定されたものです。「中学校完全給食の実施（施策No.13）」は、市民・保護者からの要望や市議会の指摘を踏まえて、市政の変化を契機に設定された施策です。これら3施策は、「はだのわくわく教育プラン」策定後の状況の変化を踏まえて新たな課題への対応として設定されたものであり、重要施策として設定することや点検・評価の対象とすることは適切であると考えます。

ただし、「はだのわくわく教育プラン」から抽出された11施策が継続的な点検・評価の対象として設定されている一方で、これ以外の施策について点検・評価の機会がないことについては検討の必要があるように考えます。毎年度の点検・評価の対象ではない施策についても、教育振興基本計画の実施期間内に最低1回は点検・評価が行われることを期待します。

2 学校における学習活動の充実について

教育基本法第1条では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めています。昭和22年にこの法律が制定された際、「人格の完成」とは「個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることである」と説明されています（昭和22年文部省訓令第4号）。つまり、教育では、一人ひとりを大事にしながら、一人ひとりの資質能力を全面的に調和的に伸ばしていくこと、個性を伸ばすことが求められています。また、そのことを通じて、一人ひとりを社会の「形成者」に育てることも目指されています。「形成者」とは、「単なる成員、構成員という消極的なものではなく、積極的に国家及び社会を形づくって行く者」という意味であるとも説明されています（教育法令研究会編『教育基本法の解説』国立書院、昭和22年）。

この目的を達成するために、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育を組織的に行う場が学校です。その意味で、「確かな学力の定着・向上（施策No.1）」は、一人ひとりの資質能力を発展させるための施策であるといえるでしょう。平成31年度（令和元年度）の「全国学力・学習状況調査」の結果によれば、教科に関する調査の平均正答率や学習意欲は中学校では改善傾向がみられるものの、小学校については全国平均との差が開く傾向が確認されました。これを受けて、令和元年度は、研究校を増加したり、家庭学習を進めるための家庭学習ノートの作成や放課後学習支援事業等の新規事業にも取り組んでいることは評価できます。他方で、知識や技能を高めることも重要ですが、今日の学校教育では、知識や技能を用いて考えたり、判断したり、表現したりする力や学んだことを生活に活かすための学びに向かう力などが求められていることにも留意する必要があるでしょう。そのために重要なことは、児童生徒の学習意欲を喚起したり、児童生徒が学習の主体となることのできる授業を展開することです。全国学力・学習状況調査の分析に当たって、学力調査の正答率のみに注目するのではなく、生活質問紙調査の結果と合わせて分析し、主体的な学習のあり方や指導方法の工夫等による改善を目指していることは、適切であると考えます。

児童生徒の学習意欲の喚起や主体的な学習の推進という点では、「学校におけるICT化の推進（施策No.4）」と「学校図書館充実のための学校司書の拡充（施策No.14）」も重要な施策であるといえるでしょう。「学校におけるICT化の推進（施策No.4）」に関しては、文部科学省による「GIGAスクール構想」を踏まえて、令和元年度には、児童生徒一人1台のICT端末や校内通信ネットワークの整備に向けた準備が進められました。もっとも、新たな情報機器を児童生徒の学習にとって意味あるものにするためには、それを活用する教員の資質・能力の向上が求められることは言うまでもありません。令和元年度にはICT支援員による学校支援も増加していますが、この取組以外にもICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実践研究の委託や小学校間での遠隔授業の試験的実施などに取り組んでおり、今後の成果を期待しています。

「学校図書館充実のための学校司書の拡充（施策No.14）」に関しては、有資格者の確保が困難なことから、令和元年度は週3日の

配置に向けた準備にとどまりました。平成31年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査の結果によれば、「読書をする」（小学校78.8%、中学校54.2%）、「学校図書室や地域の図書館に行く（月1回以上）」（小学校26.7%、中学校12.3%）という状況であり、同調査の分析検討委員会でも読書活動の推進が提言されています。また、同調査で、「話し合い活動を通して考えを深めたり広げたりできている」（小学校66.8%、中学校67.7%）においては小学校・中学校ともに、「自分の考えを工夫して発表した」（小学校56.7%、中学校59.6%）においては小学校で全国平均を下回っています。これらの項目は児童生徒が主体となる活動であるとともに、言語活動ともなるものです。児童生徒の言語能力の育成や主体的な学習活動において学校図書館が担う役割の重要性に鑑み、学校司書有資格者の確保のための体制づくりや学校図書館活動の工夫、公立図書館との連携等、学校図書館活動の充実にに向けた更なる取組を期待しています。

3 児童生徒一人ひとりへの対応について

教育の目的を達成するためには、学習活動を充実させるとともに、児童生徒一人ひとりへの対応も丁寧に行う必要があります。特に、いじめや不登校、特別な教育的ニーズのある児童生徒一人ひとりへの対応は、児童生徒の学習機会の保障、教育の機会均等という点からも迫られている課題です。

「いじめ等の対策の推進（施策No.2）」の取組のひとつである「いじめを考える児童生徒委員会」は、「はだの子ども人権宣言」の実現を目指し、いじめを生まない学級・学年・学校風土をつくるために10年以上継続している取組ですが、児童生徒による主体的な取組として評価できるでしょう。特に令和元年度は、前年度からの取組である「いじめを生まない学級・学年・学校風土づくりを目指すために何が必要なのか」について協議し、「いじめに向かい合おう！～‘わ’になってともに手をとるはだのっ子～」というスローガンや「はだのっ子生活スタンダード」を策定したことは、成果として評価できます。これをもとに、各学校における児童生徒の主体的な取組がさらに充実したものになることを期待しています。他方で、いじめの認知件数は前年度に比べて増加していますが、これは児童生徒を丁寧に見取った成果でもあると考えられます。また、

認知したいじめの改善率は前年度に比べて低下していますが、これは、いじめが解消したと判断した後でいじめが再発する可能性があることに鑑みて調査方法を変更し、3か月程度経過観察することによって判断することとしたためです。認知されたいじめについても、専門家の指導・助言や関係機関との連携しつつ対応しており、全体として、児童生徒の状況の丁寧な把握と組織的な対応を心掛けているものと判断しました。

いじめもひとつの要因となる不登校に関しては、「不登校対策の推進（施策No.3）」として教育支援教室「いずみ」や訪問型個別支援教室「つばさ」との連携や専門相談員による専門的な知見を踏まえた対応がなされています。これに加えて、令和元年度より、市独自のスクールソーシャルワーカーを配置し福祉的な支援の充実を図ったことは積極的な取組として評価できるでしょう。ところで、最新の調査結果によれば、平成30年度の秦野市の小中学校における長期欠席者は336名であり、その理由は病気130名（38.7%）、不登校183名（54.5%）、その他23名（6.8%）でした。このうち、不登校183名の理由は「学校における人間関係」22名（12.0%）、「あそび・非行」6名（3.3%）、「無気力」48名（26.2%）、「不安」89名（48.6%）、「その他」18名（9.8%）となっています。この中には、学びの意欲を高めることや学びの意義を感じられる学習、主体的な学習の展開によって対応可能なものがあるとも考えられます。新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められていますが、そのためには児童生徒がお互いを認め合い、尊重し合える人間関係が必要となります。日頃の学習活動と児童生徒の人間関係作りを両輪としながら、より充実した教育活動が展開されることを期待します。

このような個別の支援は、いじめや長期欠席に限らず、障害や外国にルーツを持つ児童生徒に対しても必要なことです。これについては、「支援教育の推進（施策No.8）」として取り組まれています。障害のある児童生徒に対しては、介助員の増員や研修の実施によってその充実を図っていることが分かります。ただし、令和元年度のメンタルフレンド派遣数（延べ数）は前年度と比較すると大幅に減少していることから、持続可能性を担保するための仕組みの構築が必要であると考えます。このほか、点検評価シートには記載があり

ませんが、「支援教育の推進」のためには「通級指導教室巡回指導員の派遣」や「日本語指導協力者の派遣」にも取り組まれています。前者については専門家による指導助言の機会を設定しその充実が図られています。また、後者については、7言語の日本語協力者9名を小中学校に派遣し、日本語習得のための指導援助他、生活指導や教育相談などに取り組んでいます。これらの取組も積極的に点検・評価すべきものと考えます。

4 教職員の多忙化への対応について

日本の教員は、世界的に見ても極めて多忙であり、諸外国と比べて勤務時間に占める授業時間の割合が少ないという特徴が指摘されています。教員が授業や児童生徒の支援に費やすことができる時間を増やすことは、教育の充実に必要不可欠なことだと言えるでしょう。

平成30年に文部科学省が実施した全国調査により教員の長時間労働が顕在化し、教員の働き方改革が課題となりました。国や神奈川県教育委員会の動向も踏まえ、秦野市教育委員会では平成30年3月に「秦野市学校業務改善方針」を策定し、新たな施策として「教職員の多忙化対策の実施（施策No.6）」が設定されました。令和元年7月からは、教員の業務負担軽減を図るためにスクールサポートスタッフを派遣するとともに、教員の勤務状況を客観的に把握する仕組みを整えたほか、学校閉庁日などを設定するなどして、教員が児童生徒に向き合う時間の確保等に取り組んでいることは評価できます。

もっとも、施策の目標には、改善策の実施率や午後5時以降の在校時間が月45時間を超過した教員の割合が指標として設定されています。もちろん、これらの指標は重要ではあると考えますが、多忙化対策が単なる改善策の実施率の増加や超過勤務の削減にとどまることは避けなければなりません。多忙化対策の目的は「教員が児童生徒と向き合う時間の確保とスキルアップとともに学校の組織力・マネジメント力の強化」ですから、最終的には教員が児童生徒と向き合う時間の増加や教育活動の充実につながらなければなりません。多忙化対策によって児童生徒に向き合う時間が確保され、教職員のやりがいやモチベーションが高まり、教育活動の充実が実現

されることを期待したいと思います。

5 学校と地域の連携・協働について

現在の学校は、「地域と共にある学校」への転換も求められています。これは、地域が相互に連携・協働して、地域社会全体で学校の教育活動を支えるだけでなく、それを契機としてつながった地域住民や様々な機関・団体が子どもの教育や地域の課題解決に関して共に学びながら、地域づくりを推進するための核として学校を位置付けようとする考え方です。

「学校支援づくりの推進（施策No.7）」は、「地域と共にある学校」の実現に向けた取組の一つとして位置付けられます。秦野市教育委員会では、学校運営に地域や保護者の意見を反映させる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に積極的であり、令和元年度には新たに3校に学校運営協議会が設置されるとともに、研究校として4校を指定して、この推進を図ろうとしています。特に南が丘小中学校に設置された学校運営協議会は、市内で初めて設置された小学校・中学校合同の協議会であり、その成果が期待されます。なお、一部の学校では学校支援ボランティアに関する協議が中心となっており、学校と地域がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成するという学校運営協議会の本来の趣旨とは異なる様子も見受けられます。設置校の間で協議内容を共有し、学校運営協議会の本来のあり方を追求し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていただきたいと思います。

なお、地域住民による学校支援には、地域学校協働活動（地域学校協働本部）という制度的な仕組みが存在します。地域学校協働活動に当たっては、中学校区ごとに設置された「子どもを育む懇談会」との関係が課題となるようですが、検討がされてもよい施策だと考えます。学校運営協議会と地域学校協働本部（あるいは「子どもを育む懇談会」）の活動が両輪となって、学校と地域との連携・協働が進むことを期待しています。

学校は、公共施設という意味においても、地域にとって重要な存在です。学校の施設は、地域住民の活動にも利用されていますし、災害発生時には学校が避難所として活用されることも想定されます。したがって、学校施設・設備の整備については、児童生徒の学習活

動や学習環境の充実という観点だけでなく、地域住民の活動や生活という観点からも検討・整備される必要があります。

このような観点で施策を捉えると、「西中学校体育館等複合施設の整備（施策No.9）」は、地域コミュニティの拠点として生涯学習機能や地域防災機能を兼ね備えた多機能型体育館を整備する計画であり、地域にとっても意義のある施策であると言えるでしょう。令和2年9月の供用開始に向けて、令和元年度には建設工事に着手し、順調に計画が進んでいることは評価できます。また、「学校施設長寿命化の推進（施策No.10）」と「快適で安全・安心な学習環境の推進（施策No.12）」に関する取組についても、児童生徒が安全に安心して学ぶことができる学習環境づくりという観点からだけでなく、学校の公共的機能という観点からも検討・実施がなされていることは、「地域とともにある学校」の整備として評価することができます。なお、後者については、予算措置ができなかったために中学校の整備が先送りとなってしまいましたが、市長部局との連携による計画的な実施を期待します。

「中学校完全給食の実施（施策No.13）」は、市民からの要望や市議会からの指摘を受けて、平成30年度に就任した市長のもとで重要施策に位置付けられました。令和元年度は、受注者の決定や施設設備の整備が計画通りに実施されています。受注者の決定に当たっては地域の食材の利用や見学可能な施設設備などにも配慮されており、給食を通じた地域との連携・協働の可能性を秘めた取組として、今後に期待します。

公共施設再配置計画等との整合性も図りながら、ハード・ソフト両面から研究を行い、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の一体的整備の可能性を探ろうとする「教育施設の一体的整備の研究（施策No.11）」は、学校施設に関する将来構想の作成として意義付けることができるでしょう。この施策は、「公立幼稚園の配置の見直し（施策No.5）」とともに、秦野市における人口動向や政策動向なども踏まえつつ、定かではない未来を見据えて取り組む必要があります。それゆえに難しい取組であると推測します。「教育施設の一体的整備の研究（施策No.11）」については、令和元年度は目標であった素案作成に至らず、一体化・集約化プランの考案にとどまりましたが、平成29年度にアドバイザーによって作成された「学

校施設等一体的整備の研究に係る報告書」も踏まえつつ、現状で可能な事柄を着実に実施していくことが重要であると考えます。

「公立幼稚園の配置の見直し（施策No.5）」については、令和元年度にはみなみがおか幼稚園の幼保連携型認定こども園化が実現し、市内初の公私連携型こども園である「サンキッズ南が丘こどもえん」として開園を迎えたことは、積極的な取組として評価できるでしょう。他方で、国による幼児教育の無償化施策などの影響や保護者のニーズの変化などもあり、平成30年度に大根幼稚園の小学校施設との一体化の取組は保留となりました。とはいえ、公立幼児教育・保育施設のあり方の検討が開始され、令和元年度には「公立幼児教育・保育施設のあり方」に関する基本方針」が策定されています。

「公立幼稚園の配置の見直し（施策No.5）」については、柔軟かつ着実に取組が進められていると考えます。

なお、「教育施設の一体的整備の研究（施策No.11）」と「公立幼稚園の配置の見直し（施策No.5）」については、将来構想としての性格を有する取組であると考えられることから、今後は保護者や地域住民の意見をこれに反映できるような取組を期待します。

おわりに

令和元年度の学校関係施策の取組について意見を記しましたが、秦野市教育委員会における施策は、課題はあるものの、全体としてはおおむね順調に進められていると判断しております。

なお、学校教育関係の施策の中には、社会教育の施策との連携可能なものもあるように見受けられました。令和3年度以降は新たな教育振興基本計画が実施されることとなりますが、その策定に当たっては学校教育と社会教育の連携の推進についても検討されることを期待しております。

「教育委員会の点検・評価の生涯学習関係に対する総合的な評価」

東海大学 名誉教授

逢坂 伸一

はじめに

例年通り、「教育振興基本計画」（はだのわくわく教育プラン）、「秦野市生涯学習推進計画」（第三次計画）、あるいは「秦野市教育大綱」を参考として、教育委員会事業のうち、生涯学習、社会教育の分野における事業についての実施状況を確認させていただきました。

また、昨年度は、教育委員会のあり方の一部改正等に基づき、生涯学習、あるいは社会教育関係事業への取組についてなんらかの変化があるのだろうとの思いで点検・評価を実施しましたが、今年度についても同様の観点は忘れることなく資料に目を通す努力をしたつもりです。すなわち、社会教育事業の多くは市長部局扱いになることから市民の自由な学習環境についての教育行政の関与が希薄になりはしないかとの危惧も抱いていたからです。しかし、このことに関しては、

「総合教育会議」の内容などから従来と変わりなく、教育委員会が中心的、積極的に実施されていることを確認することができ、安堵しながらの点検・評価であることも最初にお示しさせていただきます。

以下、生涯学習、あるいは社会教育施設の整備と活用について、文化財や歴史資料の保存について、さらに文部科学省なども今後の社会教育の重要部門に位置付けようとしている地域学習についての取組状況についてを中心に整理させていただきたいと思います。

1 生涯学習、あるいは社会教育施設の整備と活用について

(1) 公民館事業の充実

市民一人ひとりが生涯にわたり豊かな人生を学ぶ場としての公民館事業の充実を達成するために、自主的事業への参加者の増加を目標として設定しているが、市民が必要とする自主的事業とは何かという観点での事前学習を公民館関係者が再度話し合うことも検討して欲しい。

それぞれの公民館が、地域の実情を考慮しながら学校や図書館との連携がさらに強化されるべきことが教育委員会の評価として提案されていることはもっともであり、次年度以降の目標の一つ

として加えられることを期待したい。

(2) 公民館施設長寿命化の推進

快適、安全な施設が市民の学習環境として大切であり、改修、修繕などが計画的に実施されていることは当然であるが、本市の公民館は南公民館（昭和45年建設）以来、小学校区に1館を目標として順次建設されて現在に至っているが、すでに50年近くを経過し、一部改修、修繕よりも全体の改築などの長期計画が必要ではないだろうか。

幸い、新たなスタートをきる西公民館をモデルとしながら、秦野市全体をふかんしながら、市民のための学習環境を見直す時期でもあると思われる。公共施設再配置計画などの中で検討されていることであろうが、活動内容についての目的、目標があつての長期計画でなければならないと思われる。地域の人々が、気軽に寄り集まって、お互いの生活が今以上に豊かで幸せになるための学習拠点とし存在すべきことを忘れてはならないであろうし、まさに長寿命化のねらいでもある。

市の財政状況の不安化や新型コロナウイルス感染拡大防止対策など、新たな危機にも見舞われている今日であるが、それらの市民の不安を軽減するためにも、地域住民と行政が直接触れ合い、意見交換や協働活動が可能な公民館の長寿命化事業の継続は図書館などの長寿命化計画とともに教育委員会の最重要課題と捉えたい。

(3) 特色ある図書館づくりの推進

前田夕暮などの文学遺産を大切にし、長年にわたり短歌大会、子ども短歌大会が継続されていることの意義は大きいと思われるが、課題として示されている市民の応募作品数の割合の少なさなどには、その原因も含めて検証、改善の努力をすべきと思われる。事業の推進に当たっては、学校や公民館との連携、あるいは読書活動などでの短歌などの文学遺産についての事業研究も続けたい。「特色ある〇〇事業」を課題として継続するのであれば、図書館事業としてだけでなく、本市の教育活動の特色にまで幅を広げた事業展開も施策化してはいかかであろうか。例えば、関西地方のある市では、俳句の町であることを強調し、教育、あるいは社会教育の分野でも俳句作りが盛んであり、そのことが町全

体の賑やかさにつながっていた。

(4) 図書館施設の長寿命化の推進

本市における図書館活動への行政の取組意欲は公民館事業とともに高く評価でき、今後の図書館活動、読書推進活動活性化にも良い影響をもたらすと思われる。

ただし、令和6年度を最終目標としている長寿命化計画作成当初の目標値をそのまま今年度の目標値としていることについて、検討の余地があるのではなかろうか。すなわち、年度ごとの市民の実情などの確認がなされての数値となることが望まれる。

年度予算範囲での工夫であることは読み取れるが、未来の公共図書館を目指すための計画案を市民とともに作成し、公開するときであるようにも思われる。

(5) 図書館サービスの充実

貸出図書の受け取り場所の充実、さらにサービス体制の向上を達成することは市民にとっての重要な目標であり、今後も継続して努力していただきたい。

今後改善すべきこととして受け取り場所の更なる充実を挙げているが、今後の方向性として、次期委託の検討とあるが、具体的な内容が読み取れなかった。貸出件数減少、書籍以外の資料の収集範囲、配送方法等についての検討を多くの市民も交えた形での「公共図書館あり方検討会」の設置についても考えてもらいたい。その際、学校図書館や公民館図書室、あるいは大学図書館、企業内図書室などとのネットワーク強化も視野に入れるべきではないだろうか。

本市の図書館が他市町のモデル図書館となることも期待したい。

(6) 子ども読書活動の支援

最近の調査では、高校生の不読者数の増加（1か月に1冊も読まなかった生徒数）が指摘されているなど、児童生徒の読書離れは顕著であり、図書館が子どもたちに読書の楽しさを伝える事業を展開することは大切なことであろう。

本市において、ブックスタート、あるいは中高校生ボランティアの受入れ事業は評価すべき事柄であるが、企画段階からの参画体制を導入することも考えていただきたい。

ボランティアを経験した高校生に伺うと、図書に触れて楽しかった、読書を続けたい、などの感想を聞くことができるが、学校との連携不足からであろうか、他の生徒への伝達のチャンスなどが少ないようにも思われた。なお、一斉休校の際に、イタリアのある高校の校長が自らの高校の生徒に宛てた文章を送付し、読書を促したという事例に頷くとともに、更なる読書活動への支援を図書館事業として定着していただきたい。これらの事業は、図書館のみでは不十分であり、学校図書館、公民館図書室などで活動している司書、司書教諭、学校司書、あるいは民間の読書推進活動担当者らによる勉強会などの事業展開も役立つかもしれない。

2 文化財、歴史資料などの保存公開などについて

市民の歴史文化に対する理解を深めることは、教育委員会の事業として大切であり、市長部局との連携によって更なる効果を得ることができると思われる。歴史的文化財を大切にし、振り返ることによって、自らの生き方の糧とし、未来に生かす努力に成し得るものであり、従来の桜土手古墳展示館を「はだの歴史博物館」としてリニューアルすることは、市民の未来へつなぐ遺産としての意義は大変大きいと評価したい。様々な方法、あるいは教育委員会評価でも指摘されているように図書館等との連携強化、ネットワーク作りによって地域住民への啓発活動をこれまで以上に行っていただきたい。

3 地域学習への取組について

(1) 魅力ある地域学習の推進

地域の実情や歴史についての認識を深め、地域を活用することは、住民の役割として大切なことであり、それらのことを気付いてもらうための事業の開設は教育委員会と市長部局共催事業として必要なことであり、「ふるさと講座」や「市民大学」そのための役割を果たしていると思われる。さらには、企画段階からの市民の参加を促し、行政と市民の協働事業に発展することが望まれる。図書館、公民館、あるいは地域内の企業や学校などとも連携した高度な講座やセミナー、あるいは具体的事業に加わるような実践活動なども次のステージとして考えても良いであろう。

4 市民の活動とボランティアについて

地域婦人会や地域子ども会、あるいは自主的文化団体やスポーツ組織なども市民の生活を向上させるために大切なチャンスであり、行政の支援協力も忘れてはならないであろう。実施事業としては記載されていないが、社会教育委員会議においても社会教育関係団体への助成等について確認、報告されていることも評価したい。

今後は、自由な市民活動やボランティア活動についても市民との共同による活発な助成や支援を今以上に積極的に事業化していただきたい。

まとめ

「教育振興基本計画」、あるいは「生涯学習推進計画」などで示された、広く市民のために計画された内容のうちから、実施可能な事業の進捗状況が真摯に報告されていることに敬意を表します。現在、新たな生涯学習推進計画の策定がなされていると思いますが、新たな世の中の動きなどを考慮し、特に市民の新たな生き方を反映するような内容であることを期待します。

また、事業評価、点検のためには、予算化されず、または事業費の直接出費を伴わないような事業の関係者の評価を行うことによって、本市の社会教育全般の様子を知り、教育行政と市民それぞれの役割や共同作業の有無についての学びの参考にもなるでしょう。これは、公民館や図書館などでの市民の自主的、あるいは行政とのコラボレーションによる、ある意味、ボランティア活動の分野と思われる事業があることにも注視したいと考えるからです。

合わせて、教育委員会と市長部局の更なる連携強化を深めていただくと同時に、学校教育と社会教育との連携、例えばコミュニティ・スクールへの社会教育委員の参加なども検討していただくことをお願いしたい。なお、生涯学習社会の正しいあり方、社会教育活動との関係についても未だ不十分と思われませんが、これらの課題についての学習を市民全体で行うことも必要かもしれません。かつて、秦野市教育委員会が編さんした「秦野教育への提言 1 1 1 秦野教育懇談会」（平成 4 年発行）にある、教育委員会への提言その 3 「指導主事、社会教育主事などの意見を大いに行政に生かそう」も役立つような気がしてい

ます。

市民のための事業展開が効果的になされることを切にお願いしたい。

おわりに

秦野市教育委員会による令和２年度の「教育行政点検・評価報告書」を提出いたします。

この点検・評価は、教育行政の効果的な推進と市民への説明責任を果たすことを目的に、関係各課等における事務の管理・執行状況について、「教育委員会の活動状況」及び「基本方針に基づく主要施策」の２つの視点から実施しました。

今回の点検・評価の対象となる令和元年度は、はだのわくわく教育プラン（秦野市教育振興基本計画）、また、本市の教育の目標や教育施策の根本的な方針となる「教育、学術及び文化の振興に関する大綱（教育大綱）」の進捗状況を経年で管理していくため、点検評価を行う主要施策及び様式等について、平成２９年度の様式を継続して使用し、２２施策について点検・評価を実施しました。

主要施策等の点検評価に当たっては、学校教育や生涯学習の関係者で組織する「教育施策点検・評価会議」における、第三者的な視点からの点検・評価、御意見を踏まえ、勉強会を実施するとともに、学識経験者の総合評価を活用しながら教育長・教育委員による点検評価を行いました。

今年度は、計画期間を５年とする、はだのわくわく教育プラン（秦野市教育振興基本計画）及び生涯学習推進計画の最終年度となることから、今回の点検・評価結果をフィードバックし、各施策の目標達成に向けて、着実に事業を推進してまいります。

日々変化し、多様化・複雑化する教育課題への迅速で適切な対応が求められる中で、教育委員会の果たすべき役割と使命がますます大きくなっていることを自覚して、本市の教育、学術及び生涯学習の環境整備の総合的な推進を図り、さらなる充実・向上に努めてまいります。

最後に、学識経験者として総合的な評価をいただきました東海大学課程資格教育センターの大島宏教授、東海大学の逢坂伸一名誉教授に厚くお礼申し上げます。

併せて、御協力いただきました教育施策点検・評価会議の委員の皆様に、心より感謝申し上げます。



令和2年度 教育委員会教育行政点検・評価報告書

令和2年8月発行

編集・発行 秦野市教育委員会

秦野市桜町1-3-2

電話 0463-84-2783

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>
